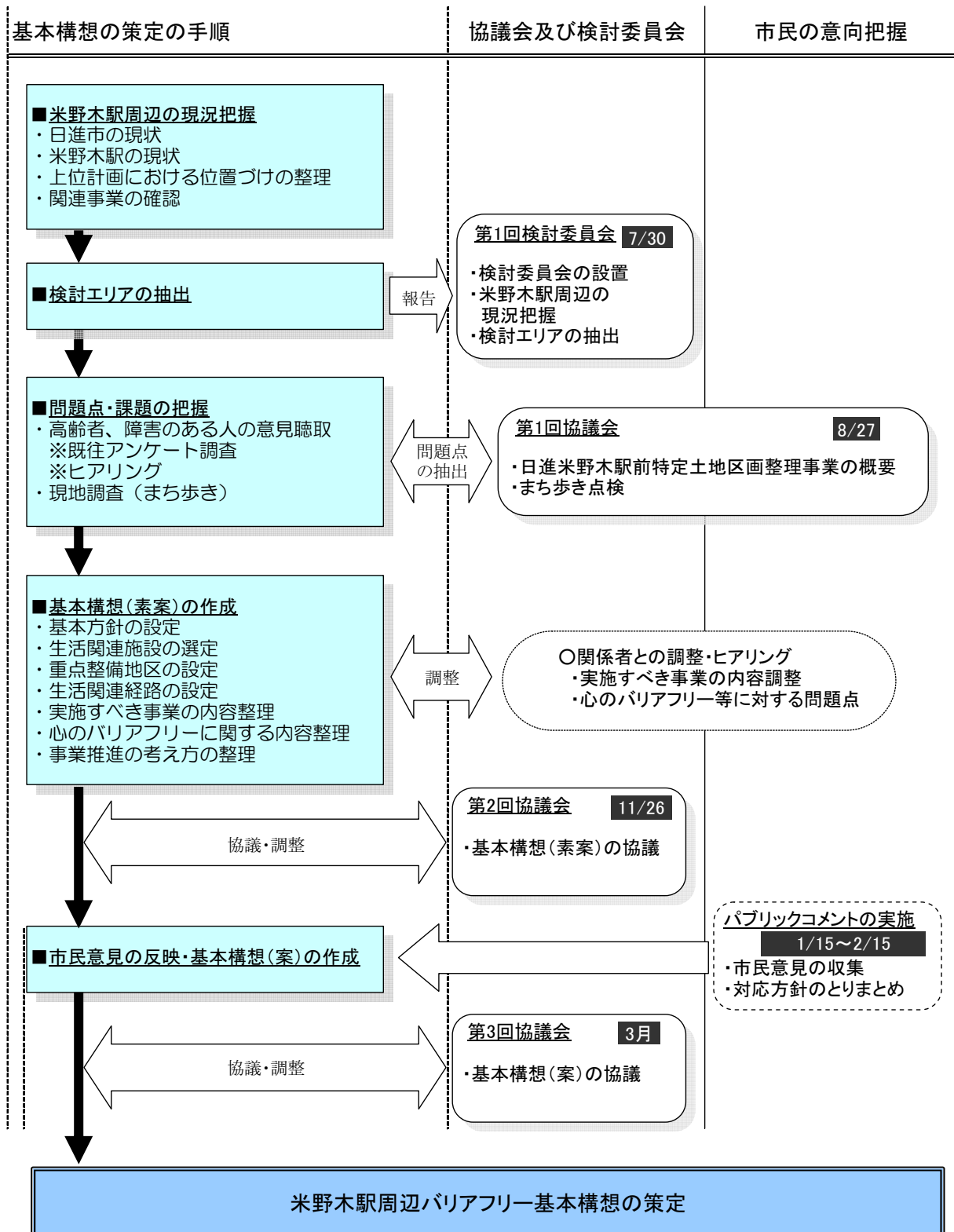


参考資料

1. 米野木駅周辺バリアフリー基本構想策定の流れ
2. 米野木駅周辺バリアフリー基本構想検討委員会の設置に関する内規
3. 米野木駅周辺バリアフリー基本構想検討委員会 名簿
4. 米野木駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会設置要綱
5. 米野木駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会 名簿
6. 用語解説
7. 障害者の特性（「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」国土交通省
総合政策局 安心生活政策課より）

1. 米野木駅周辺バリアフリー基本構想策定の流れ



2. 米野木駅周辺バリアフリー基本構想検討委員会の設置に関する内規

平成21年7月1日決裁

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項に基づく米野木駅周辺バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するにあたり、策定に関する検討、協議を行うため、検討委員会を設置する。なお、本検討委員会は、法第26条第1項における協議会とし、効率的、機動的な検討協議の推進を図るものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想策定に係る事項に関すること。
- (2) 重点整備地区の設定に関すること。
- (3) 移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関すること。
- (4) 米野木駅及びその周辺の移動経路のバリアフリー化に関すること。
- (5) その他基本構想の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる者で構成し、20名以内とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 高齢者
- (3) 障害者
- (4) 地元関係者
- (5) 公共交通事業者
- (6) 民間事業者
- (7) 愛知県の関係行政機関の職員
- (8) 市職員（別表による職員）
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定が完了するまでとする。

(報酬)

第5条 委員に対する報酬は無償とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名ずつ置くものとする。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、建設経済部都市計画課において行う。

(委任)

第9条 この内規に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この内規は、平成21年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部長名	所管する課	所管する事項
市民生活部長	市民協働課	自治組織、市民参画
	生活安全課	公共交通
福祉部長	福祉課	障害者福祉
	高齢福祉課	高齢者福祉
建設経済部長	都市計画課	都市計画、公園
	土木管理課	道路
	区画整理課	区画整理事業
	建築課	建築物

3. 米野木駅周辺バリアフリー基本構想検討委員会 名簿

委員	学識経験者	中部大学	工学部 都市建設工学科	教授	磯部 友彦
	地元関係者	日進市障害者団体連絡会	ハッピーマップ		林 和子
			グループあいあい		長谷川 了示
			ハッピーマップ		二村 裕之
			ハッピーマップ		大島 淳子
			日進市手をつなぐ育成会		山本 葉子
		米野木区		副区長	岸本 宗市
				まちづくり推進委員	武田 収司
		米野木老人クラブ		会長	武田 久信
		日進米野木駅前特定土地区画整理組合		理事長	加藤 総平
	公共交通事業者	名古屋鉄道(株)	鉄道事業本部 建設部 建設1課	課長	土川 靖
		名鉄バス(株)	管理部 管理第3課	課長	西尾 英文
	民間事業者	マックスバリュ中部(株)	開発部	部長	伊藤 猛司
		あいち尾東農業協同組合	総務部	部長	三浦 有二
	愛知県の関係行政機関	愛知県警察	愛知警察署 交通課	課長	小田 聡
		愛知県	尾張建設事務所 道路整備課	課長	塚本 泰史
	日進市	日進市	市民生活部	部長	水野 和秀
		日進市	福祉部	部長	吉橋 一典
		日進市	建設経済部	部長	堀之内 秀紀
	オブザーバー	国土交通省 中部運輸局	愛知運輸支局	首席運輸企画専門官	高橋 正旨

4. 米野木駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会設置要綱

平成21年 8月 6日

要 綱 第 93 号

(設置)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づく米野木駅周辺バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を作成するため、法第26条第1項の規定に基づき、米野木駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び連絡調整を行う。

- (1) 基本構想の作成に関する事項
- (2) 基本構想の実施に関する事項
- (3) その他基本構想の作成のために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 高齢者
- (3) 障害者
- (4) 地元関係者
- (5) 公共交通事業者
- (6) 民間事業者
- (7) 愛知県の関係行政機関の職員
- (8) 市の関係する部局の職員
- (9) その他市長が必要と認めた者

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験を有する者をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の素案の作成が完了した日までとする。

ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(謝礼)

第7条 協議会の委員に対する謝礼は、1回7,000円とする。

2 前項に規定する謝礼は、国及び地方公共団体の常勤の職員が委員であるときは、支払わない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設経済部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

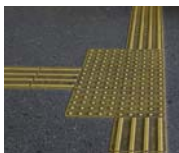
附 則

この要綱は、平成21年8月6日から施行する。

5. 米野木駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会 名簿

委員	学識経験者	中部大学	工学部 都市建設工学科	教授	磯部 友彦
	地元関係者	日進市障害者団体連絡会	ハッピーマップ		林 和子
			グループあいあい		長谷川 了示
			ハッピーマップ		二村 裕之
			ハッピーマップ		大島 淳子
			日進市手をつなぐ育成会		山本 葉子
		米野木区		副区長	岸本 宗市
				まちづくり推進委員	武田 収司
		米野木老人クラブ		会長	武田 久信
		日進米野木駅前特定土地区画整理組合		理事長	加藤 総平
	公共交通事業者	名古屋鉄道(株)	鉄道事業本部 建設部 建設1課	課長	土川 靖
		名鉄バス(株)	管理部 管理第3課	課長	西尾 英文
	民間事業者	マックスバリュ中部(株)	開発部	部長	伊藤 猛司
		あいち尾東農業協同組合	総務部	部長	三浦 有二
	愛知県の関係行政機関	愛知県警察	愛知警察署 交通課	課長	小田 聡
		愛知県	尾張建設事務所 道路整備課	課長	塚本 泰史
	日進市	日進市	市民生活部	部長	水野 和秀
		日進市	福祉部	部長	吉橋 一典
		日進市	建設経済部	部長	堀之内 秀紀
	オブザーバー	国土交通省 中部運輸局	愛知運輸支局	首席運輸企画専門官	高橋 正旨

6. 用語解説

あ 行	
移動等円滑化	高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
移動等円滑化基準	バリアフリー新法の施行に伴い主務省令で定められた、旅客施設、車両、道路、都市公園、建築物等に関する基準。高齢者や障害者等が容易かつ安全に移動または利用できるようにするため、車両や施設等の新設または改良時に義務付けられる措置が規定されている。
移動等円滑化の促進に関する基本方針	移動等円滑化の実現に向けバリアフリー新法の第3条1項の規定に基づき、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針を定めたもの。移動等円滑化の推進に当たっての数値目標、基本構想の指針となるべき事項、その他移動等円滑化の促進に関する事項が定められている。
インターロッキングブロック舗装	 広場や歩道などに敷く特殊形状をした舗装用コンクリートブロック。インターロッキングとは「かみ合わせる」という意味。
エスコートゾーン	 横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる棒状、点状の突起を設け、横断歩道内を安全に直進できるようにするもの。 (写真：道路の移動等円滑化整備ガイドライン)
オストメイト	人工肛門、人工膀胱（ストーマ）を持つ人の国際的な名称。
か 行	
介護保険制度	加齢に伴って体の機能の衰え、日常生活に支障が生じた人に、介護サービスを支給する社会保険制度。
グレーチング	 雨水の排水を目的として、道路などの側溝に敷設される格子状の金属の蓋。
交通バリアフリー法	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年11月15日施行）。公共交通機関のバリアフリー化と、市区町村が定める移動円滑化基本構想（交通バリアフリー基本構想）の大きな枠組みより成る。バリアフリー新法の施行に伴い、平成18年12月20日に廃止された。
心のバリアフリー	障害や障害者等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因する意識の障壁（バリア）をなくすこと。移動や施設利用の手助けをすることなどの支援について積極的に協力すること。
さ 行	
視覚障害者誘導用ブロック	 視覚障害者を安全に誘導するために床面や路面等に敷設される、棒状・点状の突起をもった床材。ある施設等へ移動するために進むべき方向を教える「線状ブロック」と曲がり角や横断歩道の手前などの注意が必要なところに敷設される「点状ブロック」の2種類がある。
重点整備地区	P20、43 参照。
情報のバリアフリー	全ての市民及び来訪者が的確に情報を受け取り、安心して移動することができるように、必要な情報や案内を適切に提供すること。

身体障害者手帳	身体障害者が各種の援護や制度上の便宜を受けるために交付されるもの。手帳等級は1級から6級までである。
スパイラルアップ	事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで利用者や住民が積極的に参加すること、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロジェクトに活かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展
生活関連経路	P21 参照
生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。
精神障害者保険福祉手帳	精神に障害を持つ方が、各種の援護や制度上の便宜を受けるために交付されるもの。手帳等級は1級から3級までである。
た 行	
多機能トイレ	身体障害の方、オストメイト、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方をはじめとして全ての人が利用できるトイレ。車いすの人でもスムーズに移動できるように段差のない広いスペースが確保されている。また、腰掛け便座や手すり、使いやすさに配慮した水洗スイッチ等の施設が設置されている。
チェアメイト	電動・手動車いす用階段昇降車。角度が自動的に調整されるものあり、階段の角度に対し、水平を保ちながら階段の昇降ができる。
特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいう。
特定事業	バリアフリー新法に基づく基本構想に記載される事業で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業等をいう。
特定事業計画	バリアフリー新法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等の関係者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業等がある。
特定旅客施設	P20、21 参照
な 行	
ノーマライゼーション	1960 年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つであり、全ての人が障害の有無、性別、年齢等のいろいろな違いを認め合って、全ての人が普通に暮らすことができるという考え方。また、それに向けた取り組みなども含まれる。
ノンステップバス	床面の地上面からの高さが 30cm 以下で乗降口の段差がなく、車いすスペースや車いすが通るのに十分な幅の通路が確保されている等、車いすのまま乗降できる仕様のバス。さらに空気圧で車体を下げるニーリング（車高調整）装置により車高を 5～9cm 程度下げることで歩道との段差を少なく出来るものもある。
は 行	
バリアフリー	障害者や高齢者等の日常生活に制約のある方が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去すること。もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障害のある方の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全てのバリア（障壁）の除去という意味でも用いられる。
バリアフリー基本構想	バリアフリー新法に基づいて重点整備地区を定め、当該地区内において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進していくための方針、対象となる建築物や旅客施設、道路及び各対象施設に対する事業の概要を定めたもの。

バリアフリー新法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年 12 月 20 日施行）従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化し、さらに拡充され法制度となったもの。
バリアフリー対応信号機	高齢者や視覚障害者の方等が安全に横断歩道を通行できるための装置が設置された信号機。歩行者を感知し、歩行者の青時間を延長する歩行者感应式の信号機や、信号の状態を電子音により歩行者に知らせる音響式歩行者誘導付加装置が設置された信号機等がある。
ハートビル法	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成 6 年）一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法（平成 15 年 4 月 1 日施行）では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。バリアフリー新法の施行に伴い、平成 18 年 12 月 20 日に廃止された。
や 行	
ユニバーサルデザイン	「全ての人のためのデザイン」を意味し、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 ユニバーサルデザインには以下の 7 つの原則がある。 ① 誰もが公平に使えること ② 自由に使えること ③ 簡単で使いやすいこと ④ 必要な情報がすぐに見つかること ⑤ うっかりミスが危険にならないこと ⑥ 身体的な負担が少ないこと ⑦ 利用しやすい適切なスペースを確保すること
ユニバーサルデザイン 政策大綱	「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき国土交通行政を推進するために、策定された大綱。当大綱の理念に基づき、バリアフリー新法が策定された。
ら 行	
療育手帳	知的障害者が各種の援護や制度上の便宜を受けるために交付されるもの。A（重度）、B（中度）、C（軽度）に判定される。

7. 障害者の特性

(「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」国土交通省 総合政策局 安心生活政策課より)

2. 障害種別の特性

(1) 視覚障害のある方



視覚障害のある方の中には、全く見えない方と見えづらい方がいます。
見えづらい方の中には、細部がよく分からない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い(視野の一部が欠けたり、望遠鏡でのぞいているような見え方)などの方がいます。また、特定の色がわかりにくい方もいます。



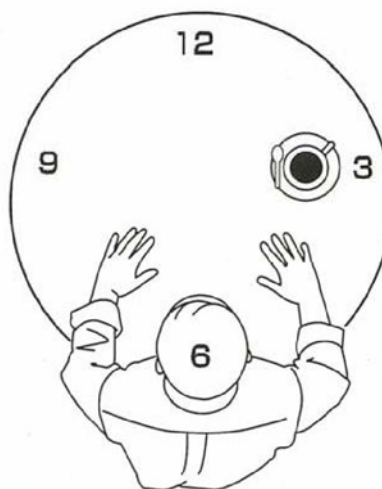
主な特徴

- ・一人で移動することが困難
慣れていない場所では一人で移動することは困難です。
- ・音声を中心に情報を得ている
目からの情報が得にくいため、音声や手で触ることなどにより情報を入手しています。
- ・文字の読み書きが困難
文書を読むことや書類に文字を記入することが難しい方が多いです。

コミュニケーション関連

- ・こちらから声をかける
周りの状況が分からないため、相手から声をかけられなければ会話が始められないことがあります。また、知っている相手でも声だけでは誰か分からないことがあります。
- ・指示語は使わない
「こちら」、「あちら」、「これ」、「それ」などの指示語では「どこか」「何か」分かりません。場所は「30センチ右」、「2歩前」など、物は「〇〇の申請書」など具体的に説明します。場合によっては相手の了解を得た上で、手を添え、物に触れてもらい説明します。
- ・点字と音声
点字は、指先で触って読む文字です。
視覚障害のある方が、必ずしも点字を読めるわけではなく、点字を使用されるのは1割で、残りの9割の方は、主に音声や拡大文字により情報を得ています。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いるほか、文書内容をコード情報に変換して印刷したものを活字文書読上げ装置を使って音声化する方法もあります。

<時計の文字盤に見立てた説明>
3時の方向にコーヒーがあります。



(2) 聴覚・言語障害のある方



聴覚障害のある方の中には、全く聞こえない方と聞こえにくい方とがいます。さらに、言語障害を伴う方とほとんど伴わない方とがいます。また、言語障害のある方は、その原因によって、聴覚障害を伴う場合があります。



主な特徴

- ・ 外見から分かりにくい
外見からは聞こえないことが分かりにくいと、挨拶したのに返事をしないなどと誤解されることがあります。
- ・ 視覚を中心に情報を得ている
音や声による情報が得にくく、文字や図などの視覚により情報を入手しています。
- ・ 声に出して話せても聞こえているとは限らない
聴覚障害のある方の中には声に出して話せる方もいますが、相手の話は聞こえていない場合があります。
- ・ 補聴器をつけても会話が通ずるとは限らない
補聴器をつけている方もいますが、補聴器で音を大きくしても、明りょうに聞こえているとは限らず、相手の口の形を読み取るなど、視覚による情報で話の内容を補っている方も多いです。

コミュニケーション関連

・ コミュニケーションの方法を確認する

聴覚障害のある方との会話には手話、指文字、筆談、口話（こうわ）・読話（どくわ）などの方法があります。人によりコミュニケーション方法は異なるので、どのような方法によれば良いか、本人の意向を確認します。

・ 聞き取りにくい場合は確認する

言語障害のある方への対応は、言葉の一つ一つを聞き分ける必要があります。聞き取れないときは、分かったふりをせず、聞き返したり、紙などに書いてもらい内容を確認します。

(様々なコミュニケーション方法)

・ 手話

手指の形や動きで表現し、目で読むコミュニケーション手段です。聴覚障害のある方たちの間で自然に生まれ、国による標準手話の確定などを通じて発展してきましたが、地方によって表現の仕方が異なるものがあります。

・ 指文字

指の形で「あいうえお～」を一文字ずつ表すものです。未だ手話になっていない新しい単語や、固有名詞などを表すのに使います。通常は、手話と組み合わせて使用します。

・ 筆談

メモ用紙や簡易筆談器などに、文字を書いて伝える方法です。パソコンや携帯電話の画面上で言葉をやりとりする方法もあります。

・ 口話・読話

相手の口の動きを読み取る方法です。口の動きが分かるよう正面からはっきりゆっくり話すことが必要です。口の形が似ている言葉は区別がつかないので、言葉を言い換えたり、文字で書くなどして補います。

(3) 肢体不自由のある方



肢体不自由のある方の中には、上肢や下肢に切断や機能障害のある方、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な方、脳性マヒの方などがいます。これらの方の中には、書類の記入などの細かい作業が困難な方、立ったり歩行したりすることが困難な方、身体にマヒのある方、自分の意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う方などがいます。移動については、杖や松葉杖を使用される方、義足を使用される方、自力走行や電動の車いすを使用される方などがいます。また、病気や事故で脳が損傷を受けた方の中には、身体のマヒや機能障害に加えて、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さなどを伴う方もいます。



主な特徴

- ・移動に制約のある方もいる

下肢に障害のある方では、段差や階段、手動ドアなどがあると、一人では進めない方がいます。歩行が不安定で転倒しやすい方もいます。

車いすを使用されている方では、高い所には、手が届きにくく、床のモノは拾いにくいです。

- ・文字の記入が困難な方もいる

手にマヒのある方や脳性マヒで不随意運動を伴う方などでは、文字を記入できなかったり、狭いスペースに記入することが困難です。

- ・体温調節が困難な方もいる

脊髄を損傷された方では、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調節が困難です。

- ・話すことが困難な方もいる

脳性マヒの方の中には、発語の障害に加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えにくい方もいます。

コミュニケーション関連

- ・車いすの方の視線に合わせる

車いすを使用されている場合、立った姿勢で話されると上から見下ろされる感じがして身体的・心理的に負担になるので、少しかがんで同じ目線で話すようにします。

- ・聞き取りにくい場合は確認する

聞き取りにくいときは、分かったふりをせず、一語一語確認するようにします。

- ・子ども扱いしない

言葉がうまく喋れない方に対して子どもに対するような接し方をしないようにします。

(4) 内部障害のある方



内部障害とは、内臓機能の障害であり、身体障害者福祉法では心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の6種類の機能障害が定められています。

心臓機能障害は

不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障害で、ペースメーカー等を使用している方もいます。

呼吸器機能障害は

呼吸器系の病気により呼吸機能が低下した障害で、酸素ボンベを携帯したり、人工呼吸器（ベンチレーター）を使用している方もいます。

腎臓機能障害は

腎機能が低下した障害で、定期的な人工透析に通院されている方もいます。

ぼうこう・直腸機能障害は

ぼうこう疾患や腸管の通過障害で、腹壁に新たな排泄口（ストマ）を造設している方もいます。

小腸機能障害は

小腸の機能が損なわれた障害で、食事を通じた栄養維持が困難なため、定期的に静脈から輸液の補給を受けている方もいます。

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害は

HIVによって免疫機能が低下した障害で、抗ウイルス剤を服薬している方です。



主な特徴

・外見から分りにくい

外見からは分からないため、電車やバスの優先席に座っても周囲の理解が得られないなど、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。

・疲れやすい

障害のある臓器だけでなく全身状態が低下しているため、体力がなく、疲れやすい状況にあり、重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。

・携帯電話の影響が懸念される方もいる

心臓機能障害で心臓ペースメーカーを埋め込んでいる方では、携帯電話から発せられる電磁波等の影響を受けると誤動作するおそれがあるので、配慮が必要です。

・タバコの煙が苦しい方もいる

呼吸器機能障害のある方では、タバコの煙などが苦しい方もいます。

・トイレに不自由されている方もいる

ぼうこう・直腸機能障害で人工肛門や、人工ぼうこうを使用されている方（オストメイト）は、排泄物を処理できるオストメイト用のトイレが必要です。

コミュニケーション関連

・負担をかけない対応を心がける

内部障害のある方では、疲労感がたまり、集中力や根気にかけるなど、外見からは分りにくい不便さを抱えていることを理解し、できるだけ負担をかけない対応を心がけます。

(5) 知的障害のある方



知的障害のある方は、発達時期において脳に何らかの障害が生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのある方です。重度の障害のため常に同伴者と行動される方もいますが、障害が軽度の場合には会社で働いている方も大勢います。

主な特徴

- ・ 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
- ・ 人にたずねたり、自分の意見を言うのが苦手な方もいる
- ・ 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいる
- ・ ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す方もいる

コミュニケーション関連

- ・ 短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明
一度にたくさんのことを言われると混乱するので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応します。
- ・ 具体的に分かりやすく
案内板や説明資料には、漢字にふりがなをふるとともに、抽象的な言葉は避け、絵や図を使って具体的に分かりやすく説明します。例えば大きさを伝えるときにも、「リンゴの大きさ」など具体的に表現します。
- ・ 子ども扱いしない
成人の方の場合は、子ども扱いしないようにします。
- ・ 穏やかな口調で声をかける
社会的なルールを理解しにくいと、時に奇異な行動を起こす方もいますが、いきなり強い調子で声をかけたりせず、「どうしましたか?」、「何かお手伝いしましょうか?」と、穏やかな口調で声をかけます。



(6) 発達障害のある方



発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)等、脳機能の障害であって、通常低年齢において症状が発現するものです。自閉症には、知的障害を伴う場合と伴わない場合(高機能自閉症)とがあります。

主な特徴

- ・ 外見から分かりにくい
- ・ 相手の言ったことを繰り返す時は、相手が言っていることが理解できていないことが多い
- ・ 遠回しの言い方や曖昧な表現は理解しにくい
- ・ 相手の表情・態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な方もいる
- ・ 順序だてて論理的に話すことが苦手な方もいる
- ・ 年齢相応の社会性が身につけていない方もいる
- ・ 関心あることばかり一方的に話す方もいる

コミュニケーション関連

- ・ 短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明
- ・ 抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明

(7) 精神障害のある方



精神障害のある方は、統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、アルコール中毒等のさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域で安定した生活を送られています。

統合失調症は

幻覚、思考障害、感情や意欲の障害など、多様な精神症状を特徴とし、現実を認識する能力が妨げられ、正しい判断ができにくく、対人関係が難しくなるなど、さまざまな生活障害を引き起こしますが、薬によってこれらの症状をおさえることもできます。おおよそ100人に1人がかかる大変身近なものといわれています。

うつ病は

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなったりして、日常生活に支障が現れます。国内の調査によると、うつ病を経験している人は約15人に1人とされています。

てんかんは

通常は規則正しいリズムで活動している脳の神経細胞（ニューロン）の活動が突然崩れて、激しい電気的な乱れが生じることによって発作が現れる病気です。薬によって約8割の方は発作を止められるようになりました。



主な特徴

- ・ ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な方が多い
- ・ 外見からは分かりにくく、障害について理解されずに孤立している方もいる
- ・ 精神障害に対する社会の無理解から、病気のことを他人に知られたくないと思っている方も多い
- ・ 周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう方もいる
- ・ 学生時代の発病や長期入院のために、社会生活に慣れていない方もいる
- ・ 気が動転して声の大きさの調整が適切にできない場合もある
- ・ 認知面の障害のために、何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話す方もいる

コミュニケーション関連

- ・ 「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明
- ・ 不安を感じさせないような穏やかな応対

(資料：『公共サービス窓口における配慮マニュアル 障害のある方
に対する心の身だしなみ』 障害者施策推進本部)